



- I. FCPA の域外適用を否定する判決について
- II. 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

2018年
9月号

I. FCPA の域外適用を否定する判決について

執筆者: 木目田 裕、平尾 覚

2018年8月24日、米国連邦控訴裁判所(Second Circuit)が、FCPAの域外適用を否定する判断をしました。

当該事案は、米国人と共謀の上インドネシアの高官に贈賄をしたとして、フランス企業の英国子会社役員(英国人)が起訴されたというものです。2016年3月、コネチカット州の連邦地方裁判所は、当該役員が米国人と贈賄の共謀をしたことをもってFCPAの規制対象となるとの検察官の主張に対し、「FCPAの文言及び構造並びに立法及び改正経過を踏まえると、議会は、米国に居住していない外国人に対しては、それらの者が直接FCPAに違反していない限り、共犯者であるとして刑事責任を負わせることを意図していない」と述べ、米国人との共謀の事実のみをもって、米国の領域内でFCPA違反に向けた行為を行っていない者をFCPAの規制対象とすることはできないと判断し、当該役員が申し立てたMotion to Dismissを一部認容しました。なお、当該役員については、米国企業の代理人として当該米国企業の業務に従事したという点では、FCPAの規制対象となる可能性があると考えられています。また、贈賄スキームの中で米ドルが使われていたようですが、米ドルが使われたことを理由にFCPAの管轄が及ぶか否かは争点とされなかったようです。

FCPAの適用範囲は、1998年のFCPA改正により、非米国人に拡大されましたが、改正法の審議過程において、上下両院の報告書はいずれも「外国人又は外国法人が、物理的に米国の領土内に存在するときに何らかの行為をする場合に限定して管轄を認めている」と述べています。したがって、FCPAの文言及び立法意思に基づけば、非米国人がFCPAの規制対象となるためには、当該非米国人が米国の領域内で贈賄に係る謀議を行う等、FCPA違反に向けた行為を行ったと認められることが必要であると解するのが自然です。連邦地裁も、このような事情を踏まえ、単に米国人と共謀したという事実のみでは、非米国人に対しFCPAの適用がなされるとはいえないと判断したものと考えられます。

米国司法省は、これを不服として上訴しましたが、この度、控訴裁判所は、連邦地裁の決定を支持する決定を下しました。

もとより、この決定は、Second Circuit、すなわちニューヨーク州、コネチカット州及びバーモント州において先例性を有する判断に過ぎませんが、その理由付けは説得的であると思われ、他の裁判所も同様の判断を下す可能性は十分にあると考えられます。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

米国 FCPA の域外適用については、日本企業の間でやや誇張して捉えられているのではないかと思います。例えば、米ドルを使えば米国の管轄が及ぶ、米国企業や米国人と共犯であれば米国の管轄が及ぶ等と一般に言われることがあります。これは「米国司法省がそう主張することがある」、「そのような事案であれば、personal jurisdiction の検討を経て、米国の管轄が認められることもある」という意味では正しいのですが、例えば、当職らの 2015 年 5 月危機管理ニューズレター「米国 FCPA(外国公務員贈賄防止法)や英国 Bribery Act の域外管轄」でも述べたように、贈賄スキームで米ドルを使う等していたからといって、それだけで米国の管轄が認められるわけではありません。現に、今回の裁判例以前にも、上記ニューズレターで取り上げているように、贈賄スキームの中で米ドルが使われた事案において非米国人に対する米国の管轄を否定した裁判例があります。

今後、司法省が非米国人の訴追に当たってどのようなスタンスを取るのかは不明ですが、今回の決定は、日本企業と司法省との司法取引交渉にも少なからず影響を与えるものと思われます。



きめだ ひろし
木目田 裕

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
h.kimeda@jurists.co.jp

主たる業務分野は、企業の危機管理・争訟。危機管理の観点からは、決算訂正問題やインサイダー取引事案、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件、独禁法違反案件の対応等について種々の案件でアドバイスしている。争訟の観点からは、税務争訟や証券訴訟、会社争訟(責任追及訴訟、敵対的買収防衛)、独禁法関係争訟等を手掛けている。なお、法令案・政策案の立案案件にも従事。



ひらお かく
平尾 覚

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
k.hirao@jurists.co.jp

公正取引委員会、証券取引等監視委員会をはじめとする国内当局対応、行政機関との紛争対応、企業不祥事対応、訴訟対応のほか、国際カルテルや FCPA 事案等への対応その他海外当局による捜査/調査対応等を手掛ける。

II. 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

執筆者: 木目田 裕、高林 勇斗、國本 英資、西田 朝輝

危機管理又はコンプライアンスの観点から、重要と思われるトピックを以下のとおり取りまとめましたので、ご参照ください。なお、個別の案件につきましては、当事務所が関与しているものもありますため、一切掲載を控させていただきます。

【2018 年 9 月 7 日】

不正競争防止法施行令、公布

<http://www.meti.go.jp/press/2018/09/20180904001/20180904001.html>

2017 年 6 月頃より、データ利活用促進のための施策の 1 つとして不正競争防止法改正の検討が進められ、2018 年 5 月にはビッグデータ等のデータの不正取得・使用等に対する差止めの規定が創設された改正不正競争防止法が公布されました。そして、2018 年 9 月 7 日、上記施策の一環として、技術的な秘密の保護の促進のため、不正競争防止法 5 条の 2 の政令委任事項を定める施行令が公布されました。

不正競争防止法 5 条の 2 は、原告が以下の点を立証した場合には、被告が技術上の秘密を不正使用したことを推定する旨規定しています。

- ① 被告が、技術上の秘密(生産方法その他政令で定める情報に係るものに限る。)を不正取得したこと
- ② 被告が、当該技術上の秘密を使用する行為により生ずる物の生産その他技術上の秘密を使用したことが明らかな行為として政令で定める行為をしたこと

本施行令は、①の「政令で定める情報」は、情報の評価又は分析の方法(例えば、血液を化学的に分析し、特定疾患の罹患リスクを評価する方法)であること、②の「政令で定める行為」は、情報の評価又は分析の方法を使用して評価し、又は分析する役務の提供(例えば、上記評価方法を用いた血液分析による特定疾患リスクの評価結果を提供するサービスの提供)であることを規定しています。本施行令は、2018 年 11 月 1 日に施行されます。

【2018年9月5日～7日】

個人情報保護委による日欧の個人データの流通に向けた取組

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/300906_houdou.pdf

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000177737>

個人情報保護委員会は、2018年9月5日、欧州委員会が日本に対する十分性認定手続を正式に開始する旨の閣議決定を行ったことを明らかにしました。個人情報保護委員会は、EUが日本に対する十分性認定を最終的に決定する時期に合わせ、個人情報保護法24条に基づき、EUを「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国」として指定することとしています。

また、上記の指定に向けた日本国内における取組として、個人情報保護委員会は、2018年9月7日付けで、「個人情報の保護に関する法律に係るEU域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」を策定しています。

本ルールは、個人情報取扱業者が、EU域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人データ(以下「**提供データ**」といいます。)を取扱う際のルールについて、以下のとおり定めています。

- ・ 提供データに、性生活、性的指向又は労働組合に関する情報が含まれている場合には、法2条3項の要配慮個人情報と同様に取り扱わなければならない。
- ・ 提供データは、消去することとしている期間にかかわらず、法2条7項の保有個人データとして取り扱わなくてはならない。
- ・ 提供データを受領する際、特定された利用目的を含め、その取得の経緯を確認し、記録しなくてはならない。また、個人情報取扱業者は、提供データを受領する際に確認した同データの利用目的の範囲内で、自らの利用目的を特定し、その範囲内で提供データを利用しなくてはならない。
- ・ 提供データを外国にある第三者(法24条に規定する外国及び第三者に該当する場合を除く。)に提供するに当たっては、一定の例外を除き、本人が同意に係る判断を行うために必要な移転先の状況についての情報を提供した上で、本人の同意を得なければならない。
- ・ 提供データについては、加工方法等情報(法36条2項及び同施行規則20条1号)を削除することにより、何人にとっても匿名化された個人を再識別することを不可能とした場合に限り、法2条9項の匿名加工情報とみなす。

本ルールは、一般データ保護規則(GDPR)45条に基づく、日本が個人データについて十分な保護水準を確保しているとの欧州委員会の決定が効力を生ずる日から施行されます。

【2018年9月14日】

証券取引等監視委、平成30事務年度証券モニタリング基本方針について

https://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2018/2018/20180914-1.htm

証券取引等監視委員会は、本年度のテーマ別モニタリング事項として、マネー・ローンダリング対策等への取組状況、サイバーセキュリティ対策の十分性等を挙げています。

また、証券取引等監視委員会は、金融商品取引業者等の規模や業務内容等に応じて、各業態の特性を踏まえたリスクベースでの証券モニタリングを実施していくことを明らかにしています。例えば、①大手証券会社グループについては、グローバルな業務展開を支えるガバナンス・リスク管理態勢の整備状況に加え、持続可能なビジネスモデルの確立に向けた取組みについて、継続的にモニタリング等を行う、②インターネット系証券会社については、システム障害発生の未然防止に向けた取組みや障害発生の際の速やかな復旧や代替手段の稼働に向けた取組み状況等について検証する、③準大手証券、地域証券会社等については、顧客の高齢化や相続による顧客資金の流出が進展する中で、各社の取扱商品、収益構造等の変化に伴う業務運営態勢の整備状況等を検証する、④FX業者については、為替相場変動時における投資者保護上の措置が十分に講じられているか等を検証する、⑤投資助言・投資代理業者については、顧客に誤解を生じさせる広告を行っていないか、虚偽の説明による勧誘を行っていないか等を検証するとしています。

【2018年9月18日】

公取委、平成29年度の年次報告を公表

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h30/sep/180918.html>

同年次報告は、平成29年度における特筆すべき取組みとして、流通・取引慣行ガイドラインの改正、「データと競争政策に関する検討会」及び「人材と競争政策に関する検討会」の各報告書の公表等を挙げています。



きめだ ひろし
木目田 裕

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

h.kimeda@jurists.co.jp

主たる業務分野は、企業の危機管理・争訟。危機管理の観点からは、決算訂正問題やインサイダー取引事案、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件、独禁法違反案件の対応等について種々の案件でアドバイスしている。争訟の観点からは、税務争訟や証券訴訟、会社争訟(責任追及訴訟、敵対的買収防衛)、独禁法関係争訟等を手掛けている。なお、法令案・政策案の立案案件にも従事。



たかばやし ゆうと
高林 勇斗

西村あさひ法律事務所 弁護士

y.takabayashi@jurists.co.jp

2013年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。危機管理分野では、情報漏洩案件、独禁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。



くにもと えいすけ
國本 英資

西村あさひ法律事務所 弁護士

e.kunimoto@jurists.co.jp

2015年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。危機管理分野では、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件への対応等に携わっている。



にしだ あさき
西田 朝輝

西村あさひ法律事務所 弁護士

a.nishida@jurists.co.jp

2015年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。危機管理分野では、独禁法違反案件、制裁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。

当事務所危機管理プラクティスグループは、経営責任追及が想定される重大な紛争・不祥事等の危機発生時の対応についてリーガルサービスを提供しています。具体的には、(1)関係当局による調査・捜査への対応、(2)適時開示を含めた証券取引所対応、(3)監督官庁等の官公庁対応、(4)マスコミ対応、に関する助言をするほか、国際的な案件では、外国法律事務所等との連携のもとに対応策を助言します。また、紛争・不祥事発生の原因となった事実関係の調査をするとともに、対応策の一環として再発防止策の策定等を行います。これらの業務を遂行するに当たっては関係当局での勤務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的な対応を心がけています。危機予防的観点から、コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制に係る体制整備についての助言も行います。

本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、危機管理分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。